

職高発第 1104001 号  
平成 16 年 11 月 4 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長  
(公印省略)

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部  
を改正する法律の施行について

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 103 号。以下「改正法」という。）については、平成 16 年 6 月 11 日に公布され、同日付け厚生労働省発職高第 0611001 号「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律について」（別添 1）により厚生労働事務次官から貴職あて通達したところであるが、本日、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成 16 年政令第 341 号。別添 2 参照。）が公布され、改正法の施行期日は、平成 16 年 12 月 1 日とされたところである。また、本日、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 16 年政令第 342 号。以下「改正政令」という。別添 3 参照。）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 16 年厚生労働省令第 154 号。以下「改正省令」という。別添 4 参照。）及び「職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針の一部を改正する告示」（平成 16 年厚生労働省告示第 391 号。以下「改正告示」という。別添 5 参照。）が公布され、改正省令については平成 16 年 12 月 1 日から施行され、改正告示の規定のうち改正法に係る改正規定については同日から適用されることとされた。

改正法による改正後の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号。以下「法」という。）など、これらの法令による改正後の法令の内容等については、下記のとおりであるので、これに十分留意の上、その円滑な施行について遺漏ないよう特段の御配慮をお願いする。

号に掲げる書面又は電磁的記録により、やむを得ない理由の提示を受けたときは、当該理由を求職者等に対して、適切に提示すべきことを事業実施上の責務として位置付けられたものであること。

#### 第4 シルバー人材センター等の業務の特例（法第42条第2項及び第45条）

【平成16年12月1日施行】

##### 1 法改正の趣旨及び背景

従来から、シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合（以下「シルバー人材センター等」という。）は、高年齢退職者に対し、「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業」の範囲で、就業機会を確保することとなっており、一般労働者派遣事業についても、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第5条第1項の許可を受けて行うことは、法制上は可能であったところである。

しかしながら、近い将来ホワイトカラーを多く含む団塊の世代が高年齢退職者に移行するため、高年齢退職者のためにますます多様な就業機会を確保しなければならなくなることなどから、高年齢退職者の働き方の選択肢を増やす必要があるため、シルバー人材センター等が、その構成員又は直接若しくは間接の構成員（以下「構成員等」という。）である高年齢退職者のみを対象として、「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業」の範囲で行う一般労働者派遣事業については、許可制を届出制として、機動的に実施することができることとしたものである。

なお、シルバー人材センター等が一般労働者派遣事業を実施する場合であっても、あくまでも「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業」の範囲（「臨時的かつ短期的な就業」とは、生計の維持を目的とした本格的な就業ではなく、任意的就業であって、連続的又は断続的なおおむね月10日程度以内の就業を指す。また、「軽易な業務」とは、一定の業務のうち、1週間当たりの労働時間が平均的な労働時間に比して相当程度短い業務（1週間当たりの就業時間がおおむね20時間を超えないもの）を指す。）で行うものであるので、従来からのシルバー人材センター等の本質を変更するものではないこと。したがって、平成12年6月12日付け職発第430-2号「高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）の実施について」の記の2（シルバー人材センター事業で取り扱う仕事の範囲に係る留意事項）については、シルバー人材センター等が行う一般労働者派遣事業についても該当するので、留意すべきこと。

○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十七条第一項に基づき厚生労働大臣が定める軽易な業務

(平成十二年八月二十五日)

(労働省告示第八十二号)

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第四十六条第一項の規定に基づき、労働大臣が定める軽易な業務を次のように定め、平成十二年十月一日から適用する。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十七条第一項に基づき厚生労働大臣が定める軽易な業務

(平一五厚労告三二五・題名追加、平二八厚労告一八二・改称)

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十七条第一項の軽易な業務は、次の各号に掲げる業務であって、当該業務の処理に要する一週間当たりの時間が労働者の一週間当たりの平均的な労働時間に比し相当程度短いものとする。

- 一 教室又は家庭における教授の業務
- 二 家事手伝いその他の家庭生活支援サービスの業務
- 三 自動車の運転その他のその処理に当たり免許又は資格を必要とする業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、特別の知識又は技能を必要とすることその他の理由により同一の者が継続的に当該業務に従事することが必要である業務

附 則 (平成一五年九月三〇日厚生労働省告示第三二五号) 抄

- 1 この告示は、平成十五年十月一日から適用する。

改正文 (平成二八年三月三一日厚生労働省告示第一八二号) 抄

平成二十八年四月一日から適用する。